

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

釜石市長 小野 共

市町村名 (市町村コード)	釜石市 (211)
地域名 (地域内農業集落名)	鵜住居地区 (鵜住居集落、新田・神ノ沢集落、川目・田郷集落、外山集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月17日、10月9日、11月22日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

住宅と農地が混在し小規模な農地が点在化しており、自給的な農家が多い地域である。東日本大震災により津波被害を受けた地区であることから、人口減少も大きく担い手不足が進行している地域であり、復旧農地の利活用も課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については、現状の作付維持のために水路等の生産基盤の維持を行う。また、遊休農地対策として、省力的作物(梅など)の導入を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
その他の地域については、現状で耕作している農地及び一定の団地を形成する農地が存在する区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状の耕作者を担い手とし、現状の耕作状況の維持を基本としつつ、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整しながら、必要に応じて集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農振・農用地については、原則として農地を機構に貸し付けていくこととし、担い手の経営意向を鑑みながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農振・農用地については、農地のマッチングを推進することで新規就農者の受け入れ・育成を図る。 ・その他の区域の一団の遊休農地については、企業の受け入れによる多様な経営体の確保も検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

農地は点在しているものの経営を行っている農業者に対するニホンジカの対策として、侵入防止柵の設置等により被害を未然に防止する取組を進める。